

## ○保育を取り巻く状況

- ・平成 28 年以降少子化が急速に進行し、令和 6 年の出生数は過去最少の 68 万 6173 人となつた。10 年で 30 万人減少したことになる。
- ・保育所等状況調査取りまとめ内で示された「地域ごとの保育所等利用状況について」によれば、過去 5 年間における定員充足率は都市部で -3.2% であったのに対し、過疎地域では -8.4% と減少幅が大きく、[都市部よりも](#)急速に少子化が進行していることが見てとれる。また、3 割を超える自治体が「人口減少を見据えた対応は検討していない」と回答していることから、国は地域分析に係る支援を進めていくとしている。
- ・令和 7 年 11 月 21 日に「「強い経済」を実現する総合経済対策」が閣議決定され、こども政策に係る概要も示された。保育士等の待遇改善や人材確保について引き続き本文に書き込まれたほか、概要資料には人口動態を踏まえた持続的なこども政策の展開についても記載された。物価高については特例的な加算・補助として 1 施設当たり 10 万円の金額が示された。
- ・令和 6 年 12 月に保育政策の新たな方向性が示され、今後は人口減少に対応しながらこどもまんなか社会の実現を目指すこととされた。令和 8 年度予算編成過程において引き続きの課題となっている地域区分や配置改善、各経過措置について検討される。
- ・令和 7 年 4 月 25 日こども家庭審議会に内閣総理大臣から諮問が為された。内容は「保育所、認定こども園における保育の内容の基準等の在り方について」である。これを受け、10 月 22 日に保育専門委員会の第 1 回が文科省管轄の幼児教育 WG と合同で開催された。第 1 回においては各団体からのヒアリングが行われ、全私保連も意見書提出とともにに対応した。
- ・「学びに向かう力、人間性等の今後の整理イメージ」などが示され、本格的な議論が開始されている。三要領・指針の一層の整合を図るとされ合同合議も行われている。保育専門委員会には全国保育士会会长の北野久美先生が施設長個人の立場として参画している。

## ○こども政策の推進

- ・令和 5 年 4 月 1 日にこども基本法施行。
- ・令和 5 年 12 月にこども大綱とともに「はじめの 100 か月の育ちビジョン」閣議決定。
- ・以降これらに沿ってこども政策が進められている。
- ・児童福祉法が改正された。主な改正点は以下の 3 点となる。①保育士・保育所支援センターの法定化、②地域限定保育士の全国展開、③保育士等の虐待通報義務。
- ・子ども・子育て支援法に基づく基本方針も改正された。児童福祉法の改正と重複する内容のほか、こども誰でも通園制度の給付化、3 ~ 5 歳児のみを対象とする小規模保育事業についても書き込まれる。これにより関係諸規定が改正・整備され、令和 8 年 4 月から適用される。
- ・虐待通報義務においては個々のケースで総合的判断が求められることが予想されるため、

ガイドラインが整備された。ガイドラインでは、虐待は日々の行為の延長にあるものという整理の下、よりよい保育に向けた振り返りが重要とされている。また、行為だけで判断できない場合は、その強度や頻度、行為者の意図、周囲への影響などを勘案するよう示されている。

- ・こども性暴力防止法が令和6年6月26日に公布された。公布から2年6か月を超えない範囲（令和8年12月25日まで）で施行とされており、現在こども性暴力防止法施行準備検討会においてガイドライン等の作成が進められており、9月29日には中間とりまとめが公表された。法律の意義や犯罪事実確認のフローなど確認しておく必要がある。
- ・施行そのものまではまだ間はあるが、犯罪事実確認に使うシステムのアカウント取得や職員への周知など、準備できることにあらかじめ取り組んでおくと混乱が避けられる。

#### ○こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会

- ・従来の「子ども・子育て会議」の後継となる会議で、全私保連からは高谷常務理事が出席している。日保協、全保協からもそれぞれ委員が出ている。
- ・10月20日に通算第12回が開催された。高谷常務理事からは検討が進められていることも誰でも通園制度について補助単価の見直しや虐待が疑われる場合の体制整備のほか、4・5歳児配置改善加算および1歳児配置改善加算の制度改革、物価高騰への対応に関して発言が為された。内容詳細は全私保連ニュースを参照されたい。次回は12月～1月頃開催される見込み。

#### ○保育三団体協議会の取り組み

- ・今年度の幹事団体は全私保連。
- ・11月12日に「物価高騰」と「災害対策」についての緊急要望を行った。要望手交に関しては全私保連ニュースも発行した。翌13日には協議会を開催し、例年行っている次年度要望等について検討を行った。12月9日・10日には合同セミナーを開催する。

#### ○人勧及び処遇改善について

- ・新しい経済対策の閣議決定に伴い、今年の人事院勧告による人件費の引き上げは5.3%と示された。昨年が主に若年層中心の引き上げであったのに対し、今年は役職中心の引き上げになったため、昨年ほど上昇率は高くないが史上2番目の高水準と説明されている。
- ・処遇改善は着実に進められてはいるがまだ全産業平均に及ばない。
- ・人事院勧告による給与の改善に加え、今年度から一本化された処遇改善等加算により保育士等のさらなる処遇改善が図られている。
- ・処遇改善等加算は「区分1（基礎分）」「区分2（賃金改善分）」「区分3（質の向上分）」の3区分が設けられ、旧処遇改善等加算Ⅰの「基礎分」「キャリアパス要件」が区分1に、同「賃金改善要件分」とⅡが区分2に、Ⅲが区分3に位置づけられた。

・実績報告を行うに際しては超過勤務手当の調整方法など通知や FAQ を参照されたい。